

【Web資料Ⅱ-① 労働施策推進法が掲げる国が講ずべき施策】

第4条	国が講ずべき施策の内容
第1号	ワークライフバランス
第1号	多様な就業形態の普及、均衡待遇
第2号	職業指導、職業紹介
第3号	職業能力開発（職業訓練、職業能力検定）
第4号	就職困難者の支援、労働力の不均衡の是正（職業の転換、地域間の移動、職場への適応等の援助）
第5号	雇用調整への対応（失業の予防、円滑な再就職の促進）
第6号	労働者の職業選択に資する事項の情報提供
第7号	女性の職業の安定、子の養育・家族の介護を行う者の職業の安定
第8号	青少年の職業の安定
第9号	高齢者の職業の安定
第10号	傷病の治療を受ける者の職業の安定
第11号	障害者の職業の安定
第12号	不安定な雇用状態の是正（雇用形態・就業形態の改善等の促進）
第13号	高度の専門的知識／技術を有する外国人の就業促進、労働を目的とする在留外国人の敵愾な雇用機会の確保（雇用管理の改善、再就職の促進）
第14号	地域的な雇用構造の改善
第15号	職場におけるハラスメント対策
第16号	その他、「職業の安定、産業の必要とする労働力の確保等に資する雇用管理の改善の促進その他労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするために必要な施策」

出所：筆者作成